司会のナガヌマです。お待たせいたしました。本日は民事裁判のＩＴ化について学習会、企画させていただいております。コヤマ委員長、お願いいたします。

◆コヤマ

こんばんは。今日は民事裁判のＩＴ化につきまして、西田先生をお呼びして皆さんと一緒に勉強をしていきたいと思います。僕たちもパソコンについてはなかなか技術は板に付いていないところ、どのように国民の裁判を受ける権利を守っていくかということを意識しながら今回のこの勉強会を受講したいと思います。最後に皆さん、ご清聴お願いします。よろしくお願いします。

◆西田

それでは、ただ今ご紹介いただきました、私、弁護士の西田穣と申します。所属は東京弁護士会になりまして、期は57期になります。現在19年目だと思います。本日は民事裁判のＩＴ化についてということで大変恐縮ながらご依頼を頂きまして、本当に感謝申し上げたいと思います。

私、このＩＴ化にどう絡んでるかを簡単に申し上げると、直近では２年前に関弁連の常務理事を勤めておりまして、その関係でこのＩＴ化の意見書を関わったことがあります。関弁連はＩＴ化正面から反対するというよりも司法過疎の問題と絡めて反対をしていた部分がありますけれども、その問題に絡んでおりました。あと、私、東京弁護士会の輝生会という派閥がありまして、会員が大体650名ぐらいなんですけれども、その輝生会の事務局長を担当しておりまして、そこでこの民事裁判のＩＴ化についての意見を私が取りまとめて起案しておりました。ただ一番大きいのは自由法曹団という団体がございまして、そちらのほうの事務局長を５年前にやっていたこともあって、その後、現在その市民問題委員会というところでこのＩＴ化の問題取り扱ってることから、当初からこの民事裁判のＩＴ化についてかなり批判的な意見、悲観的な立場から意見書を作ってきたということもありまして今日お招きいただいたという認識でございます。正直なところ、ＩＴ化について日弁連と率先してやってきた方とは立場が違うところもあって、私でいいのかと思ったんですけれども、先ほど委員長に聞いたら、そういう方から話を聞いていいんだということを言っていただいたので、安心して正直に、どういう経緯で今の経緯に至ったのかというところについてお話ができればと思っております。副題に書いてある通り、裁判のＩＴ化を国民の裁判を受ける権利との関係で考えるということで、まずＩＴ化そのものに関していうと実は私、結構賛成というか、ほとんどの場面でＩＴ化は利便性が高まると思ってる側ですので、そこはやっぱちょっと違う、もしかしたらいろんな方の立場とは期待される部分と違うかもしれません。

ただ例えばＩＴ化することによって95％の場面、95％の弁護士、95％の国民にとって利便性があったとしても、５％もしくは３％、もっと１％でも結構です、そういう方たちが裁判というものに対して利便性の中で自分たちの権利行使が阻害されるとしたら、憲法というのはまさに少数者の人権保障がその次第にあるわけですから、利便性のみをもってその権利の行使を奪うようなことがあってはならないと。ある意味、そういううがった見方というと変ですけれども、基本的には便利だけれども、やっぱりよく考えるとこういう場面で問題があるから、やっぱり問題提起をするんだという視点で話をさせていただくことになるということを聞いていただければと思います。つまり、ＩＴ化そのものに実は私は反対してないので、場面、場面ではＩＴ化賛成じゃないかと言われちゃうかもしれませんけれども、ＩＴ化そのものじゃなくて今回のＩＴ化が、むしろこの議論がものすごく拙速で急激に法制化した関係で問題点が埋まっていないまま法律になっておりますので、そういった問題点を指摘できるようなお話ができればと考えております。

前置きが長くなりましたので、そろそろ本題に始めたいと思います。

まず民事裁判のＩＴ化というものについて、これ簡単にご説明だけさせてください。実はこれ民事裁判のＩＴ化、最初は三つのｅという言い方で説明をされていました。e-Filing、ｅ提出というものですけども、ｅ事件管理、ｅ法廷ということで、三つの場面でＩＴ化を進めると。このうちのｅ提出というのはまさに書類の申請、提出の場面、ここをＩＴ化する、インターネットでできる、それをｅ提出、申し立ての部分ですね。ｅ事件管理というのは記録、証拠、これをＩＴ化でサーバーで管理してそれで閲覧ができるようにするという場面。そして最後、ｅ法廷、つまり法廷をＩＴ化すると。今回、今まさにウェブ会議が運用されておりますけれども、ああいった形でのインターネットを利用した法廷というのを実現するという場面。これ、それぞれの場面でＩＴ化を実現しようという流れがもともとにありました。後でも説明しますけど、日本は比較的ＩＴ化が遅れてる、遅れてるというふうにいわれて焦ってこれを進めてきたんですけれども、ちょっと誤解を招いてるなと思うのは、確かに世界の潮流としてｅ提出、ｅ事件管理の場面、これは確かに世界はこれ進んでるところはいっぱいあります。私は実は韓国の弁護士と直接交流をさせていただいて、この件について、自由法曹の事務局長をやってるとき、５年ぐらい前にこの民事裁判のＩＴ化という観点で直接議論をさせてもらったことがあるんですけれども、その当時の時点で韓国の弁護士はいわゆる事件管理、書類の提出とか記録管理はもうほぼ100％じゃないかと、全員弁護士はやってるんじゃないかと。なぜこんな便利な制度を採用しないのか分からないというぐらい、すごくＩＴについて前向きな意見が出てたんですけれども、間違ってはいけないのは、韓国はｅ法廷は実現していないんです。法廷はやっぱり原則は相対でやるものであって、もちろん場面、場面、インターネットを利用した個別の制度はありますけれども、原則形態としてｅ法廷は採用していないというふうにいっております。それは最近の資料を見てもやっぱりそうですので。他の国を見ても、シンガポールはこれも実現してるという話がある。あるというのは、資料をいろいろと見てもちゃんとｅ法廷という形でやってるとか、法廷はインターネットでやってますなんていうところが研究の成果で出てないので、これは読んだ結果ではあるんですけれども、シンガポールはそれを推進してるように読めますけども、他の国は決してこの法廷をＩＴ化すること、特に証人尋問をインターネットでやるなんていうのを率先してやってるという国は少なくても記録の中では見えてこない。韓国もｅ法廷は別に義務付けもしていないと。そう考えると、実は日本の民事裁判のＩＴ化といわれるものは、今ウェブ会議を率先して採用してますけれども順番が逆じゃないかというところがまず問題点としてあるんじゃないかと。今はウェブ会議を率先して取り入れようとしてるところがありますけれども、本来は記録管理とか書面の提出の場面がＩＴ化できることによって利便性が高まるはずなのに、そこはまだシステムができてないから、法律がないからできない、やれるところからやろうということでｅ法廷もどきみたいなところからスタートしてる。これが、とにかくやりたいという思惑に前提があるんじゃないかなと。

正直言うと、ウェブ会議はすごく楽なので、私自身も使えるものは使いたいなと思ってる反面ですけれども、実はこれは原理原則からすると反対なんじゃないかなと。本当はシステムをつくって、制度をつくって、法律をつくってからやるべきものなのに、今日本はあべこべになっちゃっていると。これは後でまた話しますけれども、このＩＴ化そのものが法律家、法曹から出たアイデアではなく、いわゆる内閣法制局、財界からの要請でスタートしてるから、こんなことになってるんだと私は考えております。

これとの関係で、ＩＴ化の工程というふうに記載しておりますけれども、フェーズ１、フェーズ２、フェーズ３という段階があります。これは上の三つのｅとは全く別のことで、これは工程の問題なんですけれども、フェーズ１というのは法改正に時間がかかるので、現行法でできるものをやりましょうと。そもそもフェーズ１っていう段階があること自体もちょっと問題があるとは思うんですが、これをＩＴ化を進めるときに法制化まで時間かかることを想定して現行の法でできるものをやりましょうと。結果ウェブ会議という、書面による準備手続きという言い方になってるみたいですけれども、正式な期日にはできないけれども、陳述とかもできないけれども、運用としてウェブで、書面で整理するような形を実際にやり始めていると。フェーズ２からは新法に基づいてきちんと法律のある下で弁論争点整理等の運用を行うと。フェーズ３っていうのは法律とはまたちょっと別というかシステムのほうです。実際に、簡単に言えば、例えば韓国は最高裁判所に当たるところでサーバーを一つ持っていて、そこに皆さんが登録することで事件管理が事件ごとに記録される、それに自分の事件の閲覧ができるような制度になってるんですけれども、そういうサーバーの設定もそのシステムの一つだと思いますけれども、どういったシステムを採用するのかというのを決めた上でオンライン申し立てとかができるような段階、これがフェーズ３と。だから、フェーズ２、フェーズ３はある意味法律ができてしまうと、ニワトリが先か卵が先かというところに近いものがあるかもしれません。２と３はかなり近い段階で実現に至るんじゃないかと思っています。現在は２にも３も至って、２はできたんですけどまだ施行されてませんので、まだフェーズ１の段階。ただ、２ができてるので、いつ施行がされたらフェーズ２の段階に入ると、これが現状にあります。今ちょっと先取りしてしまいましたけども、民事訴訟法等の一部を改正する法律、これが正式名称という形で２０２２年、今年の５月１８日に参議院本会議で可決成立されまして、翌週の２５日に公布されております。ただ、もう、まだ４カ月以上たってますけれども、施行日はまだ未定となっていると。ここの施行日未定の理由は私も正確には把握してませんけども、やっぱりシステムとかが難しいという話が一つの理由になってるというのは聞いています。ただ施行はしないわけにはいかないとは思います。この施行がされますと、インターネットを用いてする申し立て、訴状の提出もそうですけども準備書面なんかもできる。今mintsというもので、運用で一応準備書面の提出ができるような形でのシステムは今運用されてますけれども、これ法律施行されると正式な準備書面の提出が今と違ってＰＤＦないしWordで提出を、ＰＤＦだと思いますけども、提出をして、ファクス受領書なんかを送る必要もなく、そのシステムに提出することでもう提出扱いになるというような運用が始まると思われます。あと訴訟記録の電子化、証拠も電子化できると。ウェブ会議による口頭弁論期日、電子記録に記載された情報を証拠調べ、今は原本取り調べとかありますけど、電子記録そのもの、ＰＤＦそのものを提出した段階で、それを証拠調べにできるとか、ウェブ会議による証人尋問等の実施が可能となるというふうにされています。

中身の議論よりも、やっぱり私が今回呼ばれた理由のうちの一つとして、なぜこんなにＩＴ化が問題、問題といわれるかというところを。実はこのＩＴ化というのは、こういう歴史をたどって今に来ています。始まりは１９９６年、平成８年、現行の民訴法が施行されました。その段階で電話会議システムが導入されて、ファクスによる準備書面の提出ができると。これは実は平成８年の段階では世界の中でも画期的なんです。電話会議システムもファクスもＩＴの一つですから、この段階では日本はかなり進んだ民事訴訟法を施行させたというふうにいえたと思います。平成１６年、私がこれちょうど弁護士登録した年なんですけれども、２００４年の平成１６年に民訴法が改正されまして、ただ私この問題に取り組むまで全然知らなかったんですけど、民訴法132条の10という条文があって、これには電子情報処理組織による申し立て等が法律上もう条文として出ているんです。ただ、これ実は申し立てが電子情報処理組織、つまり今のいうインターネット等、パソコン等によってできるってなってるんですけれども、その詳細は最高裁規則によって定めるっていう条文になっておりまして、最高裁規則が定められなかった結果、いわゆる電子情報処理組織による申し立てというのは一部の簡裁の事件を除いて現在まで全く使われてこなかったというところになります。これをＩＴ化を進める方々はここから２０１７年まで飛ぶんです。ここを失われた10年とおっしゃるようです。２００４年の段階で電子情報処理組織による申し立てができているというのは、これは世界の中でも飛び抜けて最初のほうになるというはずだったんですけれども、そこから失われた10年をただ空虚に過ごしてしまったせいで、日本はあっという間に世界から置いてかれてしまったというようないわれ方をされています。そこで２０１７年、平成２９年です、未来投資戦略２０１７というものが閣議決定されます。これが資料の１になります。資料２ってありますが、これはこちらの会議の資料２でして、私が付箋で付けた資料の１というものが資料名になりますけども、この民事裁判手続き等のＩＴ化についてというところの９ページ、まず見ていただけますか。これがこの目的なんです。迅速な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続き保障や総合セキュリティー面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判にかかる手続き等のＩＴ化を推進する方策について速やかに検討して、今年度中に結論を得ると。ここで協調したいのは、いいこと書いてあるだろうと思う方も多いと思いますけれども、どこにも裁判を受ける権利って書いてないわけなんですよ。これがスタートなんです。背景はどういうものがあったかというと、これは２ページを見てください。世界銀行Doing Businessというものがありますけれども、これで太線で付けてありますけれども、裁判所手続きが先進国ＯＥＣＤの順位の35カ国の中で23位、世界順位で見ても190カ国の中でも48位と極めて遅れていると、総じて低い評価を受けていて、はっきり言えば経済、会社を、世界の経済を呼び込むのに日本の司法手続きはふさわしくないと、これは経済発展を阻害するという観点で議論が始まりました。その結果ですけれども、未来投資戦略が閣議決定されて設置されたのが２０１７年１０月に裁判手続き等のＩＴ化検討会、これが内閣官房に設置されているというところです。これについては資料の２をご覧ください。先ほど申し上げた、まさにこれが裁判手続き等のＩＴ化に向けて取りまとめというのは、この裁判手続き等のＩＴ化検討会がその１年後に取りまとめたものなんですけれども、私のほうは中身は大変魅力的だと思いますけど、２５ページのところを見ていただきたいんです。ただでさえ内閣官房に設置されてるというところで法曹界置いてけぼりみたいなところあるんですけども、その検討会の委員の名簿も見ていただければと思います。有識者と呼ばれる方々です。立派な方、私もご存じ上げる方も何人もいらっしゃいますけども、残念ながら裁判を受ける権利というものを強く協調してくださるような方はいらっしゃらない。最高裁事務局、民事局がオブザーバーとして入ってらっしゃって、あとは政府のほうから内閣官房が入って弁護士の方も何人も入って、著名な方も何人もいらっしゃるんですけれども、もっぱら経済的な形で商事法務に通じられてるんじゃないかなという方のほうが多いと。それ自体は決して悪いことじゃないんですけれども、どうしても裁判を受ける権利という議論が後退、遅れてきた理由はここにあるんではないかと私は考えています。

もう一回レジュメに戻ります。２０１８年３月に今示しました取りまとめたがまとめられております。この取りまとめてを受けて、今度は商事法務研究会というところで民事裁判手続き等のＩＴ化研究会、これが始動します。座長は最後までこのＩＴ化の法制化に中心にいらっしゃった山本和彦、一橋大学法科大学院研究科の教授なんですけれども、この方が研究会の筆頭になられて商事法務研究会で議論をされておりました。そして２０１９年、またこれも約１年後ですけれども商事法務研究会で報告書というものを発表されています。ここからが本格的な議論になって、弁護士会でもこの商事法務研究会の報告書に対して日弁連が意見書を提出しました。私もこの意見書を提出するに当たって、先ほど申し上げた輝生会というところで意見書に向けた議論というのをして、日弁連の意見書を作成するにあたっての意見を述べさせていただいてることがございます。これが実は結構日弁連の中でもめにもめまして、特に、後で説明します、新たな訴訟手続という部分は日弁連の意見書は賛成できないという意見を出したことに対して、なんでちゃんと反対しないんだというところが議論のスタートで、この新しい訴訟手続というものに反対する方たちと、日弁連のＩＴを推進する、ここの間で結構対立があったというところがあるんですけども、そのスタートというのは実はこの辺りから始まっているところがございます。２０１９年１２月に商事法務研究会の報告書というものがございまして、２０２０年の６月に日弁連が民事裁判手続きのＩＴ化研究会報告書の、これに対する意見書というものが出しています。これが資料の３になるわけです。民事裁判手続き等ＩＴ化研究会報告書が、先ほど言った報告書が出ておりまして、この日弁連の意見書が２０２０年の６月１８日に出されて、先ほど申し上げた議論の対立のきっかけというか、ここから議論がかなり激しく活性化していくというところがございます。レジュメの次のページです。ただ、そうは言っても、もう実際上は報告書ができれば話は当然進んでいくんであって、日弁連の意見書が出る前の２０２０年の２月には法制審議会の総会で諮問第111号という形で採用されて、ちょうど日弁連の意見書ができるころですけども、６月ぐらいから法制審の民事訴訟法ＩＴ化関係部会で、ここから全部で２３回審議会、部会が開催され、最終的には取りまとめられるんですけれども、その途中の２０２１年、令和３年の２月の段階で同部会が中間試案というものを公表します。これは後でまた参照しますけども、中間試案は資料の４で添付させていただいております。これに対してはパブリックコメントが求められ、いろんな団体、いろんな弁護士会からも意見が出されておりました。それをパブリックコメントを踏まえて多少の変更もあったんですけれども、２０２２年、今年の２月、法制審議会総会で民事訴訟法ＩＴ化関係等の改正に関する要綱案が、これは資料の５として配布させていただいておりますが、これが採択されまして法務大臣に答申されたと。その結果、国会にすぐ提出されまして、５月１８日に法律が制定したというのは先ほどご説明した流れの通りでございます。

ここからがそのＩＴ化は何が問題なのか。

先ほど申し上げた通り、大きく問題がある部分というのはそういくつもあるわけではないです。もちろん細かいところ踏み込めばいっぱいありますし、後で最後に説明します、このセキュリティーとかの問題も大丈夫なのかとか、ＩＴ化についてこれない人をどうするのかとか、いわゆるサポートの問題とかもあるんですけれども、手続きの関係で私のほうが強く反対した部分について三つ列挙して説明させていただきたいと思います。

一つは法廷審理期間訴訟手続といわれるもの、これは従前新たな訴訟手続と呼ばれたり、特別な訴訟手続と呼ばれたりしたことがあるもので、これは全く同じものでございます。これは資料の５の10ページから11ページに内容がございます。審理期間を限定する訴訟手続です。どういうふうに限定するかというと、この法廷審理期間訴訟手続を採用しますという決定をした日、その決定によって指定されるんです、どの程度の期間、１カ月以内なのか２週間以内なのか分かりませんけれども期日が指定されます。その期日から６カ月以内に口頭弁論を終結させる期日を決めます。そこから判決言い渡し期日は１カ月以内というふうに決められて、つまり、ケツが決まる手続きです。証拠調べとかはその期間内にできるものにしなければいけないという規定になっています。つまり、もう本当に期間限定手続きなんです。これはどういう目的でつくられたのかというところからスタートすると、最初はやっぱり迅速な裁判という言葉があったので、迅速かつ効率的な裁判の実現のためにこういった法廷審理期間訴訟手続をつくるべきではないかという提案がありました。しかし最終的には迅速という言葉は消えました、この法廷審理期間訴訟手続については。これは批判を多々受けたところから出てるんですけれども、疑問点って書いてあるとこの２番目なんですけれども、実はこの法廷審理期間訴訟手続を採用されても当事者はいつでも通常手続きに戻るように求めることができるという規定があります。しかし、もともと６カ月って決めて始めるのに途中から当事者の一方が元の手続きに戻れてしまうとなってしまうと、そこからもう一回通常手続きをやるのかって話になると、もちろんそんなのらりくらり裁判官がやることを認めてはくれないと思いますけれども、どちらにしても、むしろ最初から普通の手続きやったほうが早いじゃないかという批判を受けてきて、結果的に迅速という言葉をこの法廷審理期間訴訟手続には入れられなくなりまして、効率的な訴訟手続としてこの手続きを法案化したというものです。しかし、これだけ見ていただいても、もう皆さんは、弁護士の方々は分かっていただけるんじゃないかと思いますけど、立法趣旨制度の必要性が見えてこないんです。例えば簡単な訴訟手続だったら、別にこんな決めなくたって６カ月で終わらせますし、弁護士だって別に長くやりたいなんて思ったことはないわけですから、簡単な争点が１個しかない、訴訟が有効か無効かとか、そんなレベルの話であれば裁判はそんな６カ月もかからないわけだから、こんな限定しなくたって当然終わるし、逆に裁判が伸びるというのは、こちらの依頼者との打ち合わせが不十分というケースもないわけではないですけども、大体反論が想定できないものが出たりとか、新たな証拠が出てきたり、もしくは別途いろんな争点が出てくることによって紛争が拡大する、もしくは争点が複雑化して苦労する。その中でこっちも証拠を集めるのに時間かかるわけですから、そういった中で少しずつ時間がかかってきてしまうということが圧倒的に多く、実際それがほとんどの訴訟の長くなる原因だと思いますし、あと実態として、日本の裁判は大体平均して９カ月から10カ月の間というふうにいわれているのが世界の中では遅いかといわれると、決して遅いほうにはならないです。そうすると、なぜこんな制度をつくらなければいけないかっていう立法趣旨制度の必要性が見えてこないと。当然こういう制度をつくろうとすると、今言ったように実際に不都合が出てしまって真実発見を妨げる場合があるじゃないかという批判が多々出ました。そうすると当然途中で不合理だと思われれば通常制度に戻らなきゃいけないと、当然そういう批判がいっぱい出るわけです。通常手続きに戻れる手続きを用意すべきだと。最終的には、通常手続きを望むというふうに当事者の一方が申し立てれば通常手続きに戻れるというふうにしたんですけれども、そういう議論をした結果、そもそもなんのためにこの制度つくったんだと。戻れちゃうと迅速性が失われるわけです。でも迅速性を重視ばっかりしてると、今言ったように真実発見を阻害するような事例が出てきたときの対処ができないと。結果、矛盾とは言わないのかもしれませんけれども、迅速性を求めることができない期間限定手続きができ上がってしまったというのは、そういった経緯にあります。あと、これが私は一番大きいっていうか、そもそも今回、この制度はＩＴ化とは関係ないだろうというところがいえるわけで、最後はＩＴ化した、要するに申し立て等がインターネットによる申し立ての事案じゃないとこの手続きを使えないみたいな言い方に修正したんですけれども、そもそもこの法廷審理期間訴訟手続が必要であれば別にＩＴ化と関係なく実現すればいいし、逆にＩＴ化に合わせてつくらなくても、本当にこういう手続きが有効だというふうに考えるんであれば、後々次の段階で民事訴訟法を改正をすればいいだけの話であって、あえてこのＩＴ化という大きな課題と一緒に成立させなければならない理由が全く見えてこない。こういった辺りは疑問点として残ったまま法案としてできあがっています。実は、この法廷審理期間訴訟手続というのは本当にもめにもめた一番大きな争点だったというふうに思われます。実は先ほど言った研究会の報告書、資料の３の段階では特別な訴訟手続という名前で列挙されていました。その後、先ほど申し上げた資料４の中間試案の段階では新たな訴訟手続って名前を変えたんです。しかし最後は法廷審理期間訴訟手続ということで名前を三転させて成立させてきたと。名前を変えること自体は別に悪いことではないんですけれども、特別と新たなと法廷審理期間の全く何が違うのかっていうと、実際全部、起算点が違ったりとか中身の多少あれが違うんですけど、全部６カ月というテーマで、どこから６カ月かっていうのは確かに何回も変遷してるんですけども、６カ月でやりましょうっていう法律の趣旨は全く変わってないのに名前だけ変えて、簡単に言えば、私から言わせていただくとなんとか通そうという思惑がもう見えに見えているというところで、はっきり申し上げたいなと思っています。なんでこんな制度を、まず何がなんでも成立させたかったのかというところなんですけども、ここは残念ながら私もその中枢にはいなかったので、はっきりとしたことは言えないです。ただ実はこの法廷審理期間訴訟手続、最初の段階では特別な訴訟手続と呼ばれたいわゆる６カ月の訴訟審理期間を限定する手続きというのは、最高裁のほうから提案された制度のうちの二つのうちの一つだったんです。もう一つは和解に代わる決定制度というもので、今簡裁でやってる和解に代わる決定、簡裁では手続きができるようになってますけれども、その和解に代わる決定制度を全ての事案でできるようにしようという制度の提案と、この特別な訴訟手続、最終的には法廷審理期間訴訟手続と呼ばれるものに、この二つは実は審議会の前の段階で最高裁のほうが提案して、制度として研究会報告に盛り込まれたものなんです。最終的に、やっぱこれどちらも大批判が出て、どちらもすごく反対してきたんですけれども、最終的に最高裁のほうは和解に代わる決定制度は断念しました。断念したというのは、最終的な法案、要綱案には出ていない。研究会の報告書にもあって中間試案ではずっと残ってたんですけども、最後の要綱案、国会に出される法案としては断念、最高裁が自ら引いて制度として通らなかったものです。そこで、もう一個の最高裁の提案まで下げさせてしまうと最高裁の顔は丸つぶれになっちゃうんですよね。最高裁が提案した、もともとさっきも言ったように内閣の官房のほうからスタートした制度、そこに最高裁にオブザーバーとして入ってもらって法曹をうまく巻き込んだような形にしたけども、最高裁が出した制度は二つとも採用できませんでしたって話になっちゃうと、さすがにそれは顔が立たない。なんとか制度として通したい。そういった思惑が前提にあるので、多々批判があって多々問題がある、いろいろ問題が指摘されて制度として成り立たない部分もあるのにも関わらず、ここには書いてないんですけども、実はこの法廷審理期間訴訟手続というのは消費者事件と労働事件には適用させないというふうな例外をつくりました。さっきも言ったように迅速性という目的も外したりとか、あというと、最後のほうで答弁として訴訟代理人のついていない事件には適応されてないという言い方もしました。つまり本人訴訟ではこの手続きはありませんという言い方をしたりとか、とにかく限定とか後退、修正を重ねに重ねて名前まで変えて最後、無理矢理押し通したという制度じゃないかなというふうに思われます。ただ法案の中で訴訟代理人のついてない事件には適用されないというふうにいいますけれども、その資料の５のさっきの10ページか11ページを見ていただければ分かるんですけど、そんなことどこにも書いてない。法律上は訴訟代理人がついてなくてもこの法廷審理期間訴訟手続を採用することはできることになってしまっていると。これについては、やっぱり当然弁護士委員とかもいらっしゃるので批判とか追及をしているんですけれども、法制局のほうの答弁はいわゆる法務部がある大きな会社のケースだと。別に訴訟代理人をつけてなくてもこういった法廷審理期間訴訟手続を使えるようにしたいからっていう言い方をして、つまり大企業の法務部があるような、実質弁護士が会社の中にいるような事例もあるので、本人訴訟といっても、そういう事例を考えると訴訟代理人がついてないから駄目というふうにはできないと。だから通常の一般市民の訴訟代理人がついてない事件、本人訴訟には適用しないことは変わりませんという答弁はされてますけれども、法律に載ってないものがどこが担保されるのかっていうのは、皆さんも法律がどんどん変えられてしまうというか、もっと言うと憲法９条だってあんな解釈でぐるぐる回されちゃうのに、法律に載ってないものがどれだけ効力を有するのかって極めて疑問があるような形で問題を残したまま成立してしまったのが、この法廷審理期間訴訟手続になります。

また問題点の２番目として、オンライン提出の義務化というものもあります。これはもう簡単に言えばインターネットを用いて訴状の提出とかをしなければならないと。義務化ですから。最終的には資料の５の６ページ以下にある通り、訴訟代理人等はという言い方になっています。これは資料を見ていただきましょうか。今画面共有しましたけど、５ページのインターネットを用いてする申し立て等によらなければならない場合ということで、こちらの第１項の部分で次のあからうに掲げるものはそれぞれ定める事件の申し立て等、これはもう訴訟の訴え、訴訟提起って考えていただいても結構です。もちろん準備書面の提出もですけども、１の括弧１っていうのはインターネットを用いてする申し立てなんですけども、これを行わなければならない、義務化だと。ただし口頭でできる申し立てについてはってのはあります。これは関係ないんですけれども、アが訴訟代理人のうち委任を受けた者と。当該訴訟、委任を受けた事件と。われわれ弁護士がまさにこれに該当するわけです。国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律うんぬんかんぬん、国の代理人とか地方自治法による委任を受けた職員、簡単に言えば、イとウはわれわれから関係ない公の訴訟担当者で、ア、訴訟代理人がわれわれ弁護士のことをいうというふうになると思います。これらの方々は義務化ですので、書面で、文書で出すことが許されなくなるというものです。もともとは甲案、乙案、丙案と、これは聞いたことがある方が多いと思います。甲案というのは全員、この申し立ては全部インターネットを用いてやらなければならないという案。乙案というのは今申し上げた通り、訴訟代理人等は、要するに本人訴訟の方はやらなくていいけれども、訴訟代理人と弁護士等はインターネットを用いてやんなきゃいけないと。丙案というのは、そういった規制は設けない。インターネットを用いてする申し立てというのは、これは実現することを前提に義務化の範囲で甲案、乙案、丙案というものがありました。これは資料の３の２ページや資料の４の１ページ、２ページを見ていただければと思います。当初は全員申し立てを一律やらなければいけないという案、甲案がかなり強い勢いで押されていました。しかし、これはまさに直接裁判を受ける権利に直結すると思うんですけれども、裁判をうたい出ることについてＩＴを使わなきゃいけない理由、それが義務付けられるとすると、ＩＴのいわゆる機械に精通していない方は、そういうやり方しなきゃいけないの、じゃあいいやって思う方が出てきてしまうんじゃないか。これは弁護士でも一緒なんですけれども、本人訴訟っていうのは裁判を受ける、まさに訴状の提出っていうのは裁判を受ける権利の行使の場面ですから、その場面で裁判の内容じゃなくて申し立ての仕方で、じゃあいいやと思わせることが１回でもあるんだったら、それはもう完全に国民の裁判を受ける権利の後退になりますので、ましてや頑張ろうとするかもしれないけれども、めんどくさいな、そういうめんどくさいことはいいや。よくいわれるのは、弁護士ってお金かかるから裁判したくないなっていうのと同じで、そういうのも萎縮効果の一つだと思うんですけれども、ＩＴ使わなきゃいけないと思ってめんどくさいと思われる方がいらっしゃるんだったら、それだけで問題があるというふうに考えたほうがいいのではないか。これは訴えられた者も義務付けられちゃうので、訴えられたほう、被告になって、これのほうが問題だと思いますけども、訴えられた者が義務付けられてしまうと控訴するのにもＩＴ使わなきゃいけない。じゃあいいやってなったら、それこそ国民の裁判を受ける権利どころじゃない、国民の権利の侵害になってしまいますので、これはかなり問題だろうということでかなり反対運動をさせていただきました。結果は乙案という形で弁護士等はやんなきゃいけないという話に戻ったんですけども、私はずっと丙案でいいだろうというふうに言い続けていました。そもそも義務化の必要性があるのかというところからスタートしています。例えが難しいですけど、先ほど私言った韓国の例です。実際に韓国の弁護士さんとお話ししたときに、韓国はこんなの義務化はしていません。これはもうはっきり聞いています。でも私がお話をした、10人ぐらいずつの討論だったので10人ぐらいの弁護士さんがいらっしゃって、皆さん話したんですけども、皆さんもうＩＴ化、要するにもうパソコンに全部の記録を入れて、そのパソコンでやられていて、実際にその場面で私、韓国語読めないから記録の内容が見えないから守秘義務違反にもならないということで見せてもらえたんですけれども、依頼者ごとっていうか事件ごとに記録が全部整理されていてすごく使いやすいなという印象を頂いたんですけれども、それは全員やっていたのは便利だから使っていたんです。別に義務化されているから使っているわけじゃなくて、義務化されて嫌々やってるなんて一人もいなくて、別に便利だから使ってると。人はなんでもそうで便利だったらその制度を使うわけですし、例えば今は登記も、私は20年前、弁護士なる前は司法書士やってましたので、そのときは司法書士がその後にオンライン申し立て申請というのができるようになったんですけども、司法書士も別にオンライン申請義務付けられてないんですけれども、結果的に今は、私の同期だった司法書士は全員もちろんオンラインで申請しています。弁護士は多分できないと思いますけど、そのときは登録免許税がインターネットでやったほうが少し安いとか、そういうメリットがある制度もいろいろ併用されてたみたいなんですけれども、結果的に便利だったらやっぱその制度を使うわけで、義務化しなくても便利な制度をつくればオンライン提出なんてみんなやっていくはずなのに、あえて日本は上から押し付けてなんとか実現しようとする、そのやり方自体が私は全く理解できないし納得できないということで、ここは強く反対してきたところでした。ただ乙案を取られてしまうと弁護士だったら学習しろみたいな意見がやっぱ出てきちゃうので、強く反対がしづらかったところはあります。結果的に、だから甲案、本人訴訟は駄目にさせたけれども、乙案には強い反対ができないまま乙案に近い形で成立させられてしまったというところです。ここはやっぱりまだまだ弁護士の中でも学ばなきゃいけない部分がありますけれども、義務化という形でやられることがどう考えるかっていうのは、やっぱりもう少し皆さんに議論いただきたいなというふうには思っています。私はいまだにこの義務化は失敗だったというふうには考えています。

問題点の３番目として、ウェブによる口頭弁論期日と証人尋問です。ここは弁護士さんの中でも理解していただけない方のほうが圧倒的に多いなと思いながら私は反対の意見を述べてきたところなので、感覚で理解していただきたいんですけども、制度としては裁判所は当事者の意見を聞いて口頭弁論期日における手続きをウェブ会議の方法によることができるという内容になってます。これは資料の５の９ページをそのまま引用しています。当事者の意見を聞いてですから、当事者が反対があっても当事者の意見さえ聞きすれば口頭弁論期日をウェブ会議の方法によることができるという点が一番の問題だと。私が作成した意見書は、当事者の反対がないときはとか当事者の同意があるときはにすべきだという意見を述べて、意見を聞いただけじゃ駄目だというふうに言ってきたんですけれども、これは当事者の意見を聞いてという形で、当事者の一方が反対があっても片方が賛成して裁判所が採用すればウェブ会議にすることができてしまうということになりました。これを被告欠席の第１回口頭弁論期日だけに当てはまると、これはいい制度じゃないかと。意味もない原告が出頭して被告も出ないし訴訟陳述、答弁書擬制陳述をなぜ出頭しなきゃいけないんだっていうところで、その場面で考えると確かにこれが必要だっていうのは分からないでもないです。ただ、それをこういう感じにできてしまうというふうにしてしまうと、簡単に言えば、例えば私は原発の裁判、生業裁判といわれる原告が4000人近い埼玉の南雲先生が中心になってやられてる裁判もやっていますけれども、こういった裁判では毎回のように被害者の意見陳述を必ずやって、弁護士も書面の意見陳述を行って、傍聴席も常に満席にして、これが社会的に注目されてる事件であるということをアピールし、マスコミにも呼びかけてますけども、当然毎回傍聴席に入り、政策形成訴訟というかどうかはともかくとして、とにかく社会の注目を常に集め続けてその問題に対する意識を高めていくっていう、もちろん裁判の判決を求めるところの反面、そういう運動づくりの中での裁判という位置付けがある事件を担当しています。これはこれだけじゃなくて他にもいくつかも事件やってきましたけれども、埼玉とかだと安保法制の違憲訴訟なんていうのは多分そういった活動をされてる部分があるのかなと私は勝手に推測させていただいてますけれども、こういった手続きがウェブ会議でやられると当然傍聴人なんか来なくなりますし、運動としてつくり上げていくことができるのか。ある意味ウェブ会議というのはちょっと形式的なところがあって、気持ちが離れてくっていうわけじゃないですけど、形式的に進められて、書面が出て簡単な議論をしてどんどん進めていくって、多くの民事裁判はそれでもそんなに問題がないかもしれませんけれども、当事者置いてけぼり、被害者置いてけぼりになりかねない手続きではあるなと思っているんです。そういったものを裁判所が意見を聞くだけでウェブによってやられてしまうと。この事件はもっと傍聴席、マスコミにも知ってもらう必要があるから、ウェブ会議でやらないでくれというふうに言ってもウェブ会議にできてしまうというところが私は問題だと思っていると。もちろん、これ、そうするとウェブ会議になると法廷に行けないのかと思われちゃう人がいるんですけど、裁判官はちゃんと法廷にいますから来たかったら来てくださいと。ただ、ウェブ会議でやるということは相手方が別にウェブ会議で出てくることがあるということは分かってくださいねっていう、そういう意味であって、来たい人を拒否する制度じゃないんですよ、傍聴したい人は傍聴すればいいですよっていうふうに言うんですけれども、やっぱり私、先ほどの生業の裁判の話ですけど、やっぱり国の代理人や東電の代理人にも、やっぱりこの意見をちゃんと聞かせて、あなたたちのやってることについて、あなたたちの主張がどれだけおかしいのかというのもやっぱり直で議論できるような法廷というのは大事だと思っていて、その反応だったり対応だったりっていうのは即時にできるからこそ、ここは私も理屈じゃなくて感覚的な問題なので、皆さんに説明して理解してもらえるとは思ってないんですけれども、全ての手続きがそういうふうにできるようになってしまって、反対があってもそういう手続きにすることができるという制度が本当にいいのかどうかというのは一歩考えてもらいたいなと思います。１と２と違ってあんまり理論的なじゃなくて申し訳ないんですけれども、やっぱりこれは、ここに書いてあることもそんな説得的ではないなと思うんですけど、やっぱり生の声を直接伝える機会がなくなっちゃうんじゃないかとか、傍聴しても双方当事者代理人がいないこともあって、裁判の法廷で行われるという重みが裁判としてどうなのかなと思うところがあります。口頭弁論期日っていうのは証人尋問期日も含みますから、証人期日の要件も遠方要件がなくなりましたので緩和されています。だから尋問もウェブによって行われる可能性が高くなってきたというふうには、法分上はいえると思います。ただ、やっぱり議論を聞くと証人尋問は、裁判所のほうはやっぱりウェブでやればいいっていう感覚は、今の議論されてる裁判官はそれは思ってないな、証人尋問はやっぱり直接生で聞かなければいけないんじゃないかっていう認識はある方が多いんだなっていうのは、議論を聞いてて感じるところがありました。ですから、直ちに証人尋問が全部ウェブでやられるとか、そんなことは全然心配はしていないんですけれども、私はその時代経験してないんですけど、昔は民事裁判で陳述書を出さなかった時代があるというふうに伺っています。今は尋問の話をすると、そんなの陳述書に書いといてくれればいいですよってことで、尋問時間を一生懸命削ろうと裁判官がなってると。今の裁判官は証人尋問はウェブじゃなくてやっぱり直で聞かなきゃいけないと思ってるかもしれませんけども、20年後の裁判官はウェブでいいですよって言い出す人が増えてくると、やっぱり法律変わんないまま、将来的には証人尋問をウェブで行われることがそんなに変じゃなくなってくる可能性もあるんじゃないかなと。いろんな意味で価値観が違うのかもしれませんけれども、疑問は尽きないというのが、最後の３番目は理論的じゃなくて申し訳ないんですけど、理論的じゃないことを分かってて皆さんによく訴えてる部分にはなります。

その他の問題点とすれば、ここは実はいろんな意見があるところなのであまり細かく書けないけれども、私の中で問題意識として持っているところという。実際にこういう批判は結構出てますので頭に置いといていただきたいんですけども、裁判所の統廃合、司法過疎の問題というところがあります。一見、このＩＴ化は司法過疎の問題を解消するんじゃないかって議論はあります。確かに離島とか北海道のほうの本当に遠い支部とかの話、私も全国の弁護士の意見を聞くことができたので、離島問題とかはやっぱり物理的に不可能が部分が多くて対応できないところが多い中、ＩＴ化が採用されることによって申し立てとかもかなりやりやすくなったりとか、実際に行かなくても裁判官がわざわざ来てもらう日が、曜日が決まってるような裁判所だとあったほうがいいのではないかというところが意見があります。司法過疎っていう言葉は、実は私はむしろ関弁連のほうでこれがすごく問題となったのがはっきり分かっていて、どちらかというと離島まで遠いところだとＩＴ化は利便性が高いんですけども、離島まで行かないけれども、何支部っていうと差別的な発言になってしまいますのであれですけども、関弁連管轄内の支部のほうが、この司法過疎の問題っていうのは極めてナイーブなんです。私が関弁連にいたとき、やっぱり長野の弁護士会の方とか静岡の弁護士会の方、茨城の弁護士会の方はこのＩＴ化の問題を司法過疎の問題と結び付けてすごく反対はされていて、統廃合が進んでしまうんじゃないかという懸念があるという言い方で反対をされていました。議論を聞いていてなるほどと思うところがあって、どこ支部って言えないんですけども、裁判官が来ない中でそこの支部にもっと事件がちゃんと、裁判官を常駐させろというのを要請してるにも関わらず、ＩＴ化が実現されるとむしろ裁判官来なくていいんじゃないかって意見に変わっちゃうんじゃないかというのをすごい懸念されていて、なるほどというふうに思ったところがあります。あとは、これは絶対あると思うんですけど、非弁活動を促進させてしまうと。簡単に言えば、パソコンで周りが、ここの画面しか見えないウェブ会議で弁護士は当然そこに関係ない人間を同席させてはいけないっていうのは当たり前なので、まっとうな弁護士だったらそんなことは絶対にさせませんけれども、残念ながら非弁活動の問題っていうのは常に弁護士会の皆さんでも常に悩まれてるところで、全ての弁護士がそういった活動に対して厳格に対応するという人じゃない中で、非弁活動を助長させてしまう可能性が高くなるというところは間違いないというふうに思います。これは弁護士の中の問題なので、法案の問題じゃないというふうに言われてしまうので反対運動がなかなかしづらかったところではありますけれども、どういうふうにこれを取り締まるのかという問題は残ったままＩＴ化の実現が図られてるというところだと思います。あとはセキュリティーの問題。これはもうＩＴに常につきまとうし、どんな制度をつくったってやっぱりセキュリティーの問題は残るので、これは当然制度を推進してる方たちもすごく気を付けて一生懸命検討されてるので、問題点ってあえて私のような素人みたいな人間が挙げるのはおこがましいですけれども、紙媒体よりもセキュリティーに対する注意が大きく必要なのはもう当たり前のことであって、なぜかというと、紙媒体だったらコピーしなきゃいけないし全部読まなきゃいけない、必ずそこに１段階、２段階、めんどうな手続きがあるので、そんな簡単には情報の流出はしないけれども、ＩＴになればボタン一つで全部ざあっと事件記録が流れるわけですから、それを流れた後にこちらで保存して後でゆっくり見れば、いくらでも情報っていうのは一気に獲得できてしまう。そういった意味で記録の置き忘れも重大な問題なんですけど、記録の置き忘れだけだったらそんな簡単に全部読まれる前になんとかなることがあっても、ＰＤＦで流れてしまうとあっという間に全部流れてしまうという危険な、ほんの数秒で全部流れちゃうわけですから、やっぱりセキュリティー管理は今までよりもより厳格にしなきゃいけない。その問題が担保が十分足りてるのかというところはまだ問題点として残っていると。

あと、サポートの問題です。これは弁護士会の中でもう議論されてるんですけれども、結局ＩＴサポートができない人たちをどういうふうに救うのかっていう問題。救わなきゃいけないっていうのは誰もが思うところ。裁判所がやるのか弁護士がやるのか、有償なのか無償なのか、ここがやっぱり。サポートが必要だっていうのは皆さん賛成できるんですけども、これは裁判所の制度なんだから裁判所が無償でやれというふうな思うところもあれば、それは弁護士のほうがサポート制度を取り付けるべきだということになってきます。ここで難しいのが、実は行革の人たちの意見もあって、実はこのサポートについて司法書士会はすごく前向きです。もうほとんど費用もいらないぐらいの費用でＩＴサポートをするということを前面に押し出して自分たちの職域の拡大を図ろうとしてるので、また違った面で行革を頑張ってる先生は司法書士会に仕事を取られるわけにいかないのでサポート制度を充実させるべきだと。だから、いろんな立場があって、こんなのは裁判所でやるべきだって言いつつも裁判所は弁護士がやれと。裁判所は弁護士がやらないんだったら司法書士にやってもらいますよみたいなことを言われないようにするために、弁護士のほうからサポートは積極的にやるべきだという意見が出てきて、弁護士がやるとなるとちゃんと報酬もらえるのかって話になると、報酬はどこにも保障されてなくて、弁護士会の財政も厳しい中でどうやってやっていくんだ。無償でやるのか。無償でやれなんて、ただでさえ若手は厳しいのにさらに無償でやらせるなんてどういうことだって、いろんな立場のいろんな意見が混濁してサポート制度がうまく実はまとまっていないというところがあります。これもやっぱり必要性が明らかにもかかわらず、ＩＴ化先行させるとどうしても残っちゃった課題になるのかなというところがあります。これはやっぱり、最後の二つはもちろんこの辺りは、上二つはなかなか法制化を推進した人たちの中ではあまり議論の話題としては入れてもらえてないですけども、した二つはかなり議論されてて、でも意見がまとまっていないのは今言ったいろんな立場、いろんな方々との対立があって、その中でどう解決していいかが見えてきていないというところかなというふうには思います。ちょうど１時間になりますので、この辺りで私のほうの話は終わりにさせていただきたいんですけども、とにかくこのＩＴ化というものが利便性を増すことは間違いない。これは私も異論がないところで、実際にウェブ会議ができることによってすごく業務がやりやすくなっているところがあります。移動も少なくなってるので。ただ、このＩＴ化の議論というのは今申し上げた通りで、内閣の官房から、財界からスタートした制度であって、そのためにやっぱり財界が使いやすい司法制度というところの視点がスタートにあるせいで、国民が裁判を受ける権利というものが途中からはやっぱり一生懸命考えるようにしたみたいな議論が分かるんですけれども、どうしても置いてかれているところがあって、劣後していて、まずＩＴ化を実現しなきゃいけないというＩＴ化ありきで、その中で国民の裁判を受ける権利を考えましょうみたいな法制度になっているので、問題点がいくつも残ってるんです。議論が不十分なままつくっちゃった制度、さっきの法廷審理期間訴訟手続もそうですけれども、あとオンラインの義務化なんていうのもなんのためにやるのかもよく分からないまま、便利な制度をつくるための議論をすればいいのに、義務化して、これもある意味けつを決めて最終的には義務化させることを前提にどういう制度をつくろうかっていうのを議論してる、どうしてもやっぱり順番が逆だなと思うところがある。そういった意味で拙速であり、議論が不十分なところがある。しかし法律はできてしまった。そういった意味で弁護士はまさにこの法律を執行する側のうちの一人ですので、一般の方は裁判やったことない方はこの法律がどういうふうに、この制度がどういうふうに悪いのか分からないので、法廷審理期間訴訟手続は本人訴訟で使われないとしても、オンライン申し立てとかは、これオンラインでやったほうがいいですよみたいな感じで言われたときにそういうものなのかなと。つまり書面で申し立てられることを裁判所がオンラインでできますよみたいな言い方、できればオンラインでやっていただきたいんですよねと強制はしてこないと思いますけども、できれば、そちらお持ちならばスマホでもできますよみたいな形で言われて、ぜひスマホでやっていただいたほうが楽ですとか、そういうふうに言われて、そうやらなきゃいけないのかなと思っちゃう方も出てくると思うんですけれども、こういった問題点っていうのは弁護士が気付かないとそのまま制度化、どんどん運用で進められてしまうと思いますので、私のまとめとしては、いい制度ってか便利な制度だなと思いつつも、問題点はまだまだ残っていて、それは決して軽視できるものではないということを皆さんに知っといていただきたいというのが私の今日の最後のまとめだと思います。ぜひ今後ともよろしくお願いします。今日はご清聴ありがとうございました。